

## 津波災害又は水害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書

大阪市（以下「甲」という。）と〇〇区地域振興会〇〇連合振興町会（以下「乙」という。）並びに〇〇（以下「丙」という。）は、津波災害又は水害（以下「津波災害等」という。）が発生し、又は発生するおそれがあるときに、丙の所有する施設を、災害対策基本法第 49 条の 4 の規定による指定緊急避難場所として使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

### （使用施設）

第 1 条 丙は、自己の所有する次に掲げる建物（以下「避難建物」という。）を、津波災害等が発生し又は発生するおそれがあるときに、指定緊急避難場所として地域住民等に使用させるものとする。

- （1）所在地 大阪市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号
- （2）所有者
- （3）名称
- （4）構造等 鉄骨鉄筋コンクリート造 〇階建
- （5）建築年 昭和〇〇年
- （6）使用場所 〇〇〇 〇〇㎡（別紙図面に示すとおり）
- （7）受入人数 約〇〇名
- （8）避難可能時間

### （避難対象者）

第 2 条 避難対象者は、避難建物周辺の地域住民及び周辺地域において就労中又は通行中の者（以下「地域住民等」という。）とする。

### （使用目的及び期間）

第 3 条 避難建物の使用目的及び期間は、地域住民等の指定緊急避難場所として、津波災害等が発生し、又は発生するおそれがあるときから、安全を確認したときまでとする。

### （目的外使用の禁止）

第 4 条 甲及び乙は、避難建物を前条に定める目的以外には使用しないものとする。

### （使用料等）

第 5 条 避難建物の使用料は、無料とする。

### （施設破損時の対応）

第 6 条 避難建物が指定緊急避難場所として使用された場合の施設の破損・汚損について、甲は原状に回復する義務を負う。ただし、地震、津波、洪水等の災害により生じた部分や避難者の故意による破損等についてはこの限りではない。

(使用中の事故に対する責任)

第7条 丙は、避難建物に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、丙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りではない。

(施設の廃止又は変更等の届出)

第8条 丙は、避難建物を廃止し、又は改築その他の事由により避難建物の現状に重要な変更を加えようとするときは、災害対策基本法第49条の5の規定に基づき、甲に届出を行い、必要に応じて甲乙丙が協議し、協定内容を変更する。

(有効期限)

第9条 この協定の締結期間は、協定締結の日の属する年度の3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日から1ヶ月前までに、甲、乙、丙いずれかから申し出がない場合は自動的に1年延長するものとし、その後も毎年この例による。

3 年度とは、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書3通を作成し、甲乙丙が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成〇〇年〇月〇日

甲 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市長 〇〇 〇〇 ⑩

乙 大阪市〇〇区〇〇〇目〇番〇号

〇〇区地域振興会〇〇連合振興町会  
会長 〇〇 ⑩

丙